

## 防犯教室を行いました

高知南警察署生活安全課スクールサポーターの榎さんと生活安全課少年補導係の丹さんにお出でいただき、1・2年生を対象に防犯教室を行いました。『こんな時どうするの?』という問いかけに対し、自分の考えを友だちや警察署の方々に発表することができていました。

これから夏休みに向かいますが、犯罪に巻き込まれないよう、今日学んだことを生かして、よりよき判断ができるよう夏休みを過ごすようにしてくださいね!



## 台風等自然災害時における臨時休業（休校）の判断基準について

以下の判断基準は、あくまでも原則です。危険が予測される場合は、判断基準にかかわらず、保護者の判断でお子さまを自宅待機させたり、登校を遅らせたりするなど状況に応じた対応をお願いします。

また、緊急の場合には、学校家庭連絡システム【アプリ名：すぐーる】でお知らせすることがありますので、登録されていない方は、早めの登録をお勧めいたします。（希望者のみ）

- ① 台風接近時や、事前に気象庁から警戒レベル3以上に相当する防災気象情報が発表されている場合  
学校から各ご家庭にお便り等（すぐーる含む）でお知らせします。併せて教育委員会からも保護者へ、学校教育課のホームページと学校家庭連絡システム（すぐーる）でお知らせします。
- ② ①以外の突発的な悪天候の場合  
午前6時の時点で、高知市に「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」のいずれか1つでも発表されている場合は、臨時休業（休校）の対象とします。
- ③ 高知市に震度5以上の地震が発生した場合は、臨時休業（休校）とします。
- ④ 午前6時の時点で、高知市に「大津波警報」「津波警報」のいずれかが発表されている場合は、臨時休業（休校）とします。
- ⑤ 上記以外の場合でも、臨時休業（休校）になる場合があります。その場合は、高知市教育委員会学校教育課のホームページと学校家庭連絡システム（すぐーる）でお知らせします。  
※詳細につきましては、高知市教育委員会から配付されました判断基準をご覧ください。